



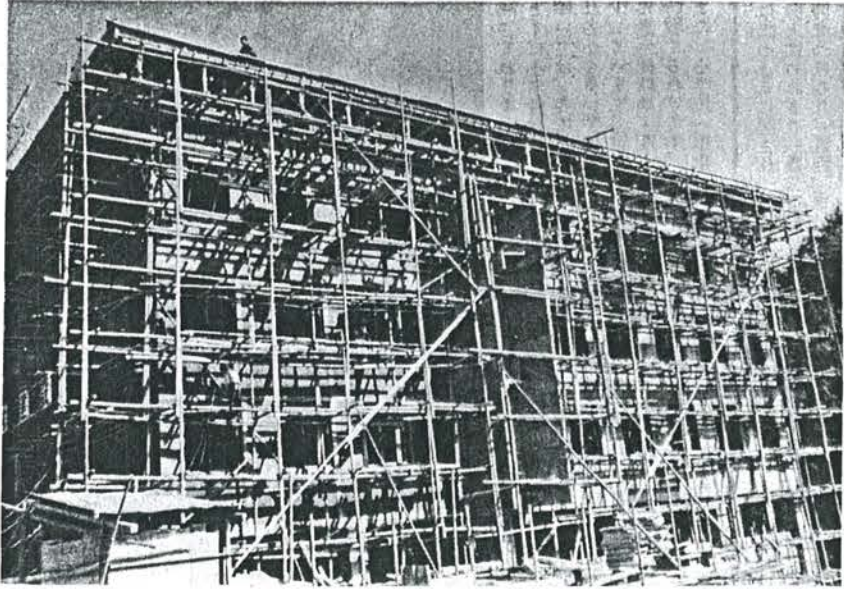
NO. 97 昭和43年3月18日 全戸無料配布 発行 高知県長岡郡 大豊村中央公民館

三月のおもな行事

- 春の全国火災予防運動 (2月28日~13日)
- 都市美化普及運動 (1日~31日)
- 耳の日 (3日)
- 皇后誕生日 (6日)
- 国際婦人デー (8日)
- 建築物防災指導週間 (7日~13日)
- 春分の日 (20日)
- 第8回世界気象デー (23日)
- 電気記念日 (25日)

1月末の人口動態

男	7,475人	女	7,966人
計	15,441人	(前月15,470人)	
	3,954世帯	(前月3,959世帯)	
出生	男8人	女5人	計13人
死亡	男12人	女15人	計27人
転入	(県内)	17人	(前月9人)
転入	(県外)	19人	(前月12人)
転出	(県内)	37人	(前月26人)
転出	(県外)	14人	(前月18人)



(写真は建築中の役場新庁舎)

一完成間近い 役場新庁舎

方米の嶺北で一番高く大きな建物となり、次第に高度化し複雑多岐化してゆく行政需要に即応できる機能をそなえ村民の皆さんにも十分活用していただけるものとなります。村民室をはじめ、内部の間どり等については、次号館報に詳しく掲載致します。

昨年九月三日に工を起した役場庁舎の建築工事は順調に進み、外観のコンクリート工事も殆んど終り、二月からは内装工事にとりかかっています。これは、高知市、宮地設計事務所設計され、工費五百五十万円で松村建設KKが着手、四月末完成を目標に急ピッチで工事をすすめているものです。

12月村議会

第一〇二回定例会開かる

- ☆ 十二月定例会は、去る十二月二十日より開会され、昭和四十一年度の決算認定を始め、追加予算など十三議案が審議されいづれも原案どおり可決されたことは九六号(前号)でお知らせしたとおりですが、それぞれの内容については次のとおりです。

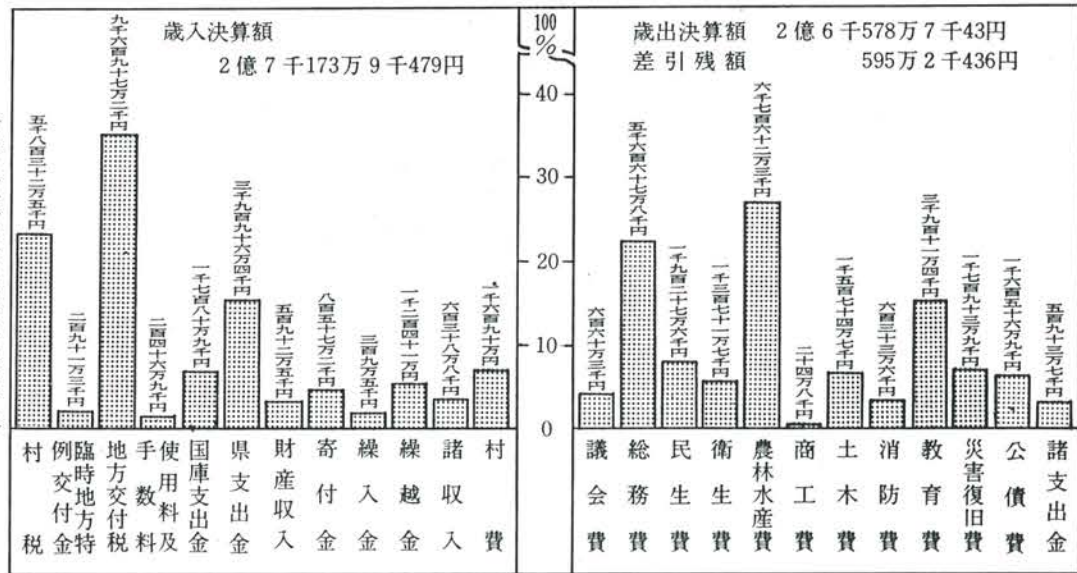
追加予算

など可決

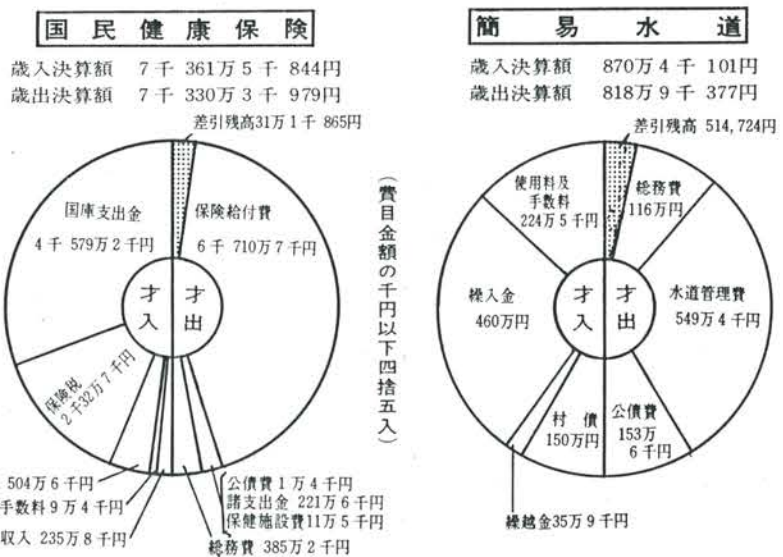
五百九十五万円余の繰越し

昭和四十一年度一般会計の決算は、歳入総額二億七千七百七十三万九千四百七十九円に対し、歳出総額二億六千五百七十八万七千四百三十九円となり、差引き五百九十五万九千九百四十円、繰越金となり、いず

昭和41年度一般会計決算・執行状況



昭和41年度特別会計決算・執行状況



成人式挙行

大豊村小で 成人の日(一月十五日)は、大豊村小学校講堂で、本年の成人式が挙行了。成人式は、昭和二十二年一月十六日から、二十三年一月十五日までに生れた青年男女、いづれも終戦後に生れた苦難時代を生きぬいた戦後っ子。当日出席した成人は、百二十名来賓、青年団を合わせると百六十名という今まで最高の人数となりました。

この若さと、エネルギーがたち込むなかで、式典が厳粛、盛大におこなわれ、全員が記念撮影、会食をおこなったあと、うたごえ、フォークダンスでくつろぎ和気あいあいのうちに意義ある式典、記念行事を終えました。

なお、今年の該当者は、男子九十八名、女子百四名で合計二百二名でした。

昭和四十一年度大豊村一般会計決算認定に関する議案

昭和四十一年度大豊村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に関する議案

昭和四十一年度大豊村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定に関する議案

損失補償に関する議案

大豊村森林組合が事業資金として一百六十一万二千円を農林漁業金融公庫から借り受けるに当り、村が損失補償をするものです。

大豊村税賦課徴収条例の一部を改正する条例議案

地方税法の一部を改正する法律公布施行にともない村税条例の一部を改正したものです。

国民健康保険条例の一部を改正する条例議案

賦課期日後に納税義務が発生するいは消滅した被保険者に対する課税の処理、規定等について、条例(別掲のとおり)

だんだん減少する 児童生徒 小学校では131名が



今年の村内小学校、中学校の児童生徒数が、昭和四十三年四月一日推定であり、このほどまとまりました。

小学校で一千五百十名、中学校九百七十六名です。昨年(四十二年五月一日現在)にくらべると、小学校百三十一名、中学校十二名

新入学児の心のまわり

四月の入学期をひかえ新入学児をもつお母さんたちは何かと気ぜわしいことでしょう。

「心がまえ」です。これまでも、お母さんやお父さんの手をわづらわせた服装類の着脱もできるだけのりりとした生活に習慣づけましょう。

「お母さん、自分でできることとおかあさんたちが手つたててやることの区別を見きわめて、幼児気分から一年生らしい生活にはいるしつけが肝心です。」

一方、おかあさんたちも、新生活にはいるお父さんの不安をよく理解して、身のまわりの準備など十分に心をくばってあげたいものです。

入学早々身体検査などがあり、ひとりりりとした服装類が多いはずで、服装はあまり複雑なデザインのものであらず、簡単なものをえらんであげましょう。

「お母さん、ふだにこたも、あまり精巧なものはいも複雑になりがちです。中の中のものを出し入れするのに手間がかかる品をえらんであげましょう。またあまりまわりのことごとくかまわなくていい品はさげたいものです。」

なまえをつけてあげる……持ちはるは大小にかかわらず名前をつけてあげましょう。衣類も同様です。教科書にお名前をかける場合は、すきとおつて中の表紙がすけて見える材料を使ってあげます。こどもは絵が、なんの教科書か判断します。

(写真は身体検査を受ける新入学児 天坪小学校)

村の歴史

都築 建康

豊永郷の道番所 (一)

徳川幕府は諸道に関所を設けて江戸の警備にあてた、中でも箱根の関所は有名である。土佐藩でも大小六十三ヶ所の関所を設けたが土佐はこの関所のことを道番所とよんだ。

平尾道雄氏の郷土史話によると、「家老深尾主水の家来に熊田平右衛門という男がいた。もとは出雲の浪人だったが、縁あって深尾家に仕へてゐるうちに、仲間の大川次右衛門にさげすまれて知行百五十石を没収、伊予へ追放された。しかし平右衛門はその怨みを忘れることが出来ず、虚無僧姿に身をやつして潜入、大川次右衛門が安芸の知行所出張するのを待ち受け、寛永五年八月十七日の夜、次右衛門を討つて行方をくらました。これが問題化して、むかひに環境関所の取締が強化されることになったとある。

ついでこの事件があつて十一日後の寛永五年(一六二八)八月二十八日、家老六名連署の制令第二



条に次のように記されている。「御入国のみぎり一豊公道筋番固め仰せつけられ、百姓、奉公人他國へ走らざるよう定めおかれ候、然れども近年番所無沙汰に罷成り走り者数多し、自今以後先規にまかせ、奉公人、町人、百姓奉行共切手これなき者は通し申すまじく候、百姓の儀は高知へ出で時々切手取候事、遠路のものには迷惑せしむべく候間、在々村々庄屋年番、百姓切手にて通し申すべき事これよつてみるに、道番所(道番所)通行の取締り一段とまじくなりすべし通行切手による許可制となつたようである。

寛永五年(一六二八)から百六十年位後の法制上土佐藩政の基準となつた「元禄大定目」の「道番所之定」には、「國境の出入り、原則として禁するが、止むを得ぬ場合のみ例外としてみとめるとある。

同定目によると、通行を許可するのは次の場合である。

(一)何人も通行切手が必要とする。(二)飛脚は高知へ注進し許可があれば通す。

(三)隣國商人は、境目近辺で商いをするには許可が広く国内へ入ることは禁ず。

(四)柚等諸職人の出入は、郷中より願ひ出た場合のみ許す。

(五)猿まわし等の通行は、一切禁

特別弔慰金と 交付金について

役場住民課

戦没者遺族に特別弔慰金 昭和十六年十二月八日以後の戦没者であつて、弔慰金を受給し、昭和四十年三月三十一日まで遺族年金、公務扶助料等を受けている遺族がなくなつてくる場合、特別弔慰金(三万円)を請求することができます。

ただし、これについては遺族の範囲等、種々法的に制約があるので詳細については、大豊村役場住民課福祉係におたずねください。なお、次の期限を経過すると請求権がなくなります。

旧法(法律第二三号) 時郊 昭和四十三年五月三十一日 完成

改正法(法律第二八号) 時郊完成 昭和四十四年六月三十日

引揚者等に特別交付金支給

(一)特別交付金の支給を受けることができる者は、引揚者が死亡した引揚者の遺族及び引揚者死亡者の遺族であります。ここで引揚者と申しますのは、外地に終戦時まで一年以上引き続き生活の本拠を有しており、終戦にともないやむを得ない理由により引揚られた者等をいひ、引揚前死亡者と、右と同様の事情において引揚る前に外地において死亡したものをいひ、また、特別交付金の支給を受ける遺族の範囲は、死亡した引揚者と六万石と計算した当時の記録がある。と記されており、この大豊村が今の大豊より立川番所に至る山道を進んだと想像をめぐらす。それをいふと、大豊村と立川番所の混雑と大豊は如何ばかりであつたらう、今はそのさまをおもひます。

このように大豊村でまかりとおる参勤交代には地元豊永、本山村の人夫出役は特に大きかつたともされる。

御国年代記に「寛政九年丁巳十月、豊永郷中徳覚訴訟」とあり、郷中八箇村のものが切手相場の高値に苦しむ、藩主江戸参勤の送夫出役を拒んで懸訴し一応は説得鎮静したが、再び郷民三百人が強訴を企てた。とあり、事は切手相場の高値から始まつたのであるが、実は送夫出役が本命ではなかつたらうか、なお研究の要がある。

土佐三番所



関所のうちでも、立川番所はその首位を占めていた。これにならんで、野根山の岩佐口番所、池川口番所がそれぞれ、東西交通の要衝とあつて、境番三番頭といつて高所番人のうちでもいちだん格が高かつた。

参勤交代と立川番所

立川番所が一番の歴史は藩主の参勤交代である。歴代藩主の参勤交代の順序は、浦戸から大阪まで海路によるのが正規だが、後年は大平洋の風浪を避けて陸路をとるのが例になつた。記録によると、

寛永二十年(一六四三)二代藩主忠義公は海路をとり、高知城を出たが四月六日、浦戸で三日天候を見合せ九日に出帆、二十日大阪に着航、それから陸路で二十四日江戸に着いた。これは早い方で天候不良の場合は、八代豊永公の享保年間には、風待ち三十日という記録もあり、また四代豊永公の例では、三月十日に高知を出て四月三日に大阪に上陸、更に二十三日を要し、江戸へ着いたのが四月十九日で通算四十日に達している。

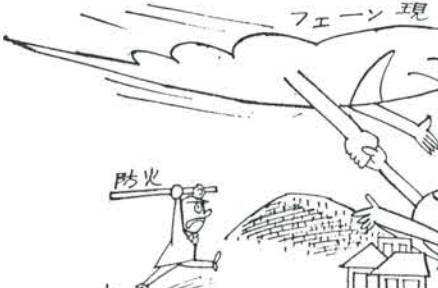
「郷土史話」によると、延宝八年(一六八〇)四代豊永公の輸送船隊の規模をみると、御座船のほかに供船四十五艘、船頭水主が千三百十三人、お供の人数が千七百九十九人、馬が五百四匹とあり、何しろたいへんな大がかりな旅行である。こんなことが重なつて、立川番所がクローズアップされ、立川番所の規模が大いに拡大されたことがうかがわれる。例によつて「郷土史話」で、陸路隊列の規模をみると、官用の輸送夫が一千人、高岡はじめ土佐、長岡、香美の四郡に課せられた人夫が六千人、あわせて七千人が動員された。道路の整備や荷物運搬にあつた。参勤費用は銀三千貫、金一両を五十万石の相場として六万両、米にす

又は、引揚前死亡者と物心両面において最も密接な関係にあつたと考えられるこれらの者の、配偶者、父母、及び孫となつております。

(二)特別交付金の額は、引揚者に対するものにつきましては、終戦時等における年令の区分により、五十才以上の者に十六万円、三十才以上、五十才未満の者に十万円、二十五才以上、三十才未満の者に五万円、二十才以上、二十五才未満の者に三万円、二十才未満の者に二万円とし、さらに外地に終戦時等まで引き続き、八年以上生活の本拠を有して引揚られた者については、これらの額に一万円を加算した額となり、また、遺族に対する特別交付金については、同じく死亡した者の経戦時における年令区分によりそれぞれ引揚者に対する特別交付金の額の七割の額とし、加算額は七千円とする。

春の火災予防
春は乾燥と
大風のため
大きな火事に
なりやすい

(福世係)



発行が大変おくれました。申しわけありません。

二頁建てで、編集がおまつになつたのも、いままで編集されてきた平尾氏が、東京の自治大学校入校(一月十三日)のため公民館業務を一人でやっていた関係上、いろいろ仕事に、とりまぎれての編集で発行したからです。

編集後記